

栄町民生・児童委員協議会会則

(名称)

第1条 本会は、栄町民生・児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、栄町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、民生委員法第24条に定める任務の遂行を図り、かつ民主的及び自主的運営を通じて地域福祉社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 民生委員児童委員の事務研修及び視察研修に関すること。
- (2) 行政と要保護者との間における連絡、相談及び指導に関すること。
- (3) 調査研究並びに資料及び情報の交換に関すること。
- (4) 心配ごと相談に関すること。
- (5) 民生委員児童委員の互助に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第5条 協議会は、栄町民生委員児童委員をもって構成する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名

2 前項に定める役員は、総会において選任する。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、事業運営の審議にあたる。

4 会計は、会長の指示により、協議会の会計の執務に当たる。

5 監事は、協議会の会計及び会務を監査する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の総意に基づき会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の運営について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期については、第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

(部会)

第9条 協議会における専門的事項を調査検討するため、別に定めるところにより、協議会に部会を置くことができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、定例会及び運営委員会とし、会長がこれを召集する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。
- 3 定例会は、別に定めるところにより、開催する。
- 4 運営委員会は、第6条第1項に規定する役員をもって構成し、必要に応じて随時開催する。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定、改正又は廃止
- (2) 会費の額及び負担の方法
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) その他運営委員会で必要と認めた事項

(定例会の議決事項)

第12条 定例会は、次の事項を議決する。

- (1) 運営委員会で審議された事項
- (2) 運営委員会で審議すべき事項
- (3) その他会長が必要と認めた重要な事項

(運営委員会の審議事項)

第13条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会及び定例会に付議すべき事項
- (2) 総会及び定例会の議決で委任された事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(会議の運営)

第14条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、会議の出席は、委任状をもってこれに代えることができる。

- 2 総会及び定例会の議長は、会長があたり、運営委員会の議長は、副会長があたる。

(議事の表決)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第16条 協議会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算及び監査)

第18条 協議会の会計は、毎年4月30日までに前年度の決算を調製し、監事の監査を受けなければならない。

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成7年4月1日から施行する。

(栄町民生・児童委員協議会規約の廃止)

2 栄町民生・児童委員協議会規約（平成6年4月1日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成9年4月17日から施行し、改正後の栄町民生・児童委員協議会会則の規定は平成9年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成10年11月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成12年4月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栄町民生・児童委員協議会会則の施行の際現に本会の役員である者の任期は、新会則第6条第3項の規定にかかわらず、栄町民生委員児童委員の任期によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成12年7月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成14年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、総会の議決の日（平成29年4月18日）から施行する。